



税理士 山本 善通 氏

組合税務相談室

ちょっと

教えて

Q&A

Question

欠損金の繰戻還付

当組合は、共同購入事業を主事業にしていますが、当期においては減価償却費の増加もあり、200万円程の欠損金が発生しそうです。前期は500万円の所得が発生し、納税をしていますが、当期の欠損金を繰り戻して、還付を受けることはできますか？

Answer

【概要】

青色申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、翌事業年度以降に繰り越すのではなく、欠損金が生じた事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度の所得金額に繰り戻し、既に納めた法人税から、欠損金の分だけ還付を受けることができます。

中小法人が欠損金の繰戻還付の適用を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。

- ① 欠損金が生じた事業年度、その事業年度開始の日の前1年以内に開始した事業年度ともに青色申告書で確定申告していること
- ② 欠損金が生じた事業年度の青色申告書を提出期限内（原則として事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内）に提出していること
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を欠損金が生じた事業年度の確定申告書に添付して提出していること

$$\text{還付請求できる法人税の額} = \text{前期の法人税額} \times \text{当期の欠損金}^* \div \text{前期の所得金額}$$

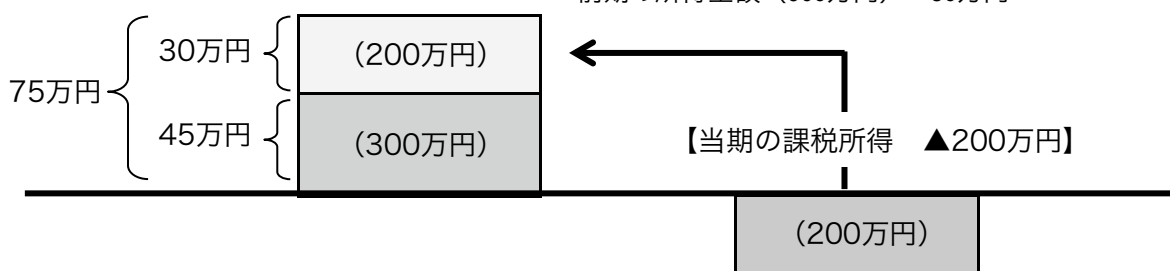
※前期の所得金額が限度となります。

【前期の課税所得 500万円】

$$\text{法人税額} (500\text{万円}) \times 15\% = 75\text{万円}$$

【還付額の計算】

$$\begin{aligned} &\text{前期の法人税額} (75\text{万円}) \times \\ &\text{当期の欠損金} (200\text{万円}) \div \\ &\text{前期の所得金額} (500\text{万円}) = 30\text{万円} \end{aligned}$$



—中小企業庁「中小企業税制」より—

【留意点】

事業税や住民税などの地方税には欠損金の繰戻還付の制度がないため、欠損金が生じて、法人税・地方法人税について欠損金の繰戻還付の適用を受けた場合においても、事業税（所得割）・住民税（法人税割）の計算上は、その繰戻還付がなかったものとして、その事業年度において生じた欠損金を翌期以降に繰り越すことになりますので、留意してください。

したがって、事業税においては、欠損金額を翌期以降に繰り越し、翌期以降の基礎となる所得金額から控除し、住民税においては、翌期以降において、税額の基礎となる法人税額から控除することになります。